

審査請求に係る標準審理期間について

平成30年4月1日

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第16条の規定に基づき、審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準審理期間」という。）について、次のとおり定める。

- 1 市長が審査庁となる審査請求の標準審理期間は、審査請求があった日から6か月とする。ただし、次に掲げる期間は、標準審理期間から除くものとする。
 - (1) 審査請求に不備がある場合の補正に要する期間
 - (2) 審査請求人又は参加人の審理手続の申立ての有無その他審査庁となるべき行政庁の責めに属さない事項によって審理に要する期間が変動する場合における当該変動の期間
 - (3) 春日部市情報公開条例及び春日部市個人情報保護条例の規定に基づく処分又は申請に対する不作為に係る審査請求について、春日部市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問から答申までに要する期間
- 2 前項に規定する標準審理期間は、審査庁の事務を処理する課に備え置くとともに、市の公式ホームページに掲載する。
- 3 この標準審理期間は、平成30年4月1日から適用する。